

生活保護受給世帯における「就学」に関する研究

——養育者とソーシャルワーカーの役割に着目して——

○ 首都大学東京大学院 三宅 雄大 (008543)

岡部 卓 (首都大学東京・01899)、小林 理 (東海大学・003505)

キーワード3つ：生活保護受給世帯 子ども 就学

1. 研究目的

現行の生活保護制度における高等学校等就学・大学等就学の取扱いは以下の通りである。第1に、生活保護受給世帯の子どもが高等学校等に就学する場合には「高等学校等就学費」の給付がなされており、受給世帯内からの就学（以下、「世帯内就学」）も認められている。ただし、「高等学校等就学費」の給付水準は「公立高校」を基準としているため、「私立高校」へ就学する場合には、保護費のやり繰りによる預貯金（以下、「預貯金」）や他法・他施策の活用が必須である。第2に、大学等に就学する場合には、保護費による給付はなく、基本的に「世帯内就学」も認められていない。したがって、大学等へ就学する場合には、「預貯金」や他法・他施策を活用し、子どもは「世帯分離」措置を受けなければならない。

以上の生活保護制度の仕組みを踏まえると、以下3点の可能性が予想される：第1に、受給世帯から「私立高校」へ就学することは、「公立高校」へ就学する場合に比して、困難を伴う可能性；第2に、大学等に就学することは、高等学校等へ就学する場合に比して、困難を伴う可能性；第3に、被保護者（養育者・子ども）に生活保護制度や他法・他施策の情報を提供する媒介として、対人援助者（ソーシャルワーカー；SW）が重要な役割を果たす可能性、以上である。これに対して、管見の限りでは、生活保護制度における高等学校等・大学等就学の取扱いの相違や、子どもの進路選択においてSWが果たす役割に焦点化した先行研究はない。

そこで、本研究では以下2点の研究目的を設定する：第1に、生活保護制度上の取扱いの相違によって、選択可能な進路（「公立高校」／「私立高校」／大学等）の容易さ（困難さ）が相違しているか否かを明らかにすること；第2に、受給世帯の進路選択（中学卒業後／高等学校等卒業後）にあたって、SWがどのような役割を果たしているのかを明らかにすること、以上である。以上2点を明らかにすることを通じて、受給世帯において、中学卒業後／高等学校等卒業後の進路選択が「どのように」行われているのかを明らかにする。

2. 研究の視点および方法

<研究の理論的枠組み> 以上の研究目的を踏まえて、本研究では以下の理論的枠組みを設定することで分析焦点を限定する。すなわち、養育者とSWの果たす役割に焦点化することである。第1に、養育者に焦点化する理由としては、養育者が、①受給世帯の主たる家計管理者として、また、②主としてSWと連絡を取る者として想定されることが指摘できる。第2に、SWに焦点化する理由としては、養育者が通知によって規定されている生活保護制

度の運用を正確に理解しているとは想定しがたいことが指摘できる。

<研究方法> 本研究では、Z 県郡部の受給世帯に対して実施されたインタビュー調査の結果を分析する。本調査は、Z 県の調査事業の一環として実施されており、調査主体は、報告者を含む研究者と Z 県の委託を受けた補助員である。調査時期は、2011 年 9 月～11 月で、調査対象は「Z 県郡部（町村部）で生活保護を受給する有子世帯（2011 年 6 月 1 日現在：0 歳～高校就学年齢の子どもと同居）の養育者」である。なお、調査方法は 120 分を目安にした半構造化インタビューである。

実際にインタビュー調査が実施できたのは 21 世帯である。ただし、本研究の分析対象は以下 3 点の理由から 1 世帯（母子世帯；以下、事例 1）に限定している。第 1 に、事例 1 では、長男（高校 2 年生）と長女（中学 3 年生）の進路選択に関する詳細な情報が得られていること；第 2 に、大学等就学の可能性（長男）と「私立高校」就学の可能性（長女）いずれもが言及されていること；第 3 に、高等学校等就学に関して長男と長女一同じ中学校、同じ部活に所属一の比較が行えること、以上である。

### 3. 倫理的配慮

本研究で分析する Z 県調査は、Z 県の提示した倫理規定に基づき実施されている。インタビュー調査開始前に調査の趣旨等を回答者に説明し、そのうえで「調査協力」と「IC レコーダーによる録音」への同意を書面で得ている。なお、調査終了時に Z 県から謝礼（収入認定除外）が支払われている。また、研究報告にあたっては、回答者個人が特定されないよう固有名詞（人名等）を匿名化し、回答者の年齢に修正を加えてある（「日本社会福祉学会 研究倫理指針」B 及び C の遵守）。

### 4. 研究結果

事例 1 の分析結果として以下 3 点が指摘できる。第 1 に、養育者が「私立高校」就学の取扱い（就学可／不可）を理解していなかったことである。そのため、長男（進路選択肢の「私立高校」除外）と、長女（「私立高校」併願予定）との間で進路の選択肢に相違が生じていた。第 2 に、養育者が、高等学校等卒業後（大学等就学、就職）の制度上の取扱いを理解していなかったことである。このことが、間接的に、長男の進路の選択肢を狭めていた。第 3 に、養育者が「私立高校」、大学等就学、高等学校等卒業後の就職に関する制度上の取扱いに関して、SW から正確な情報提供を受けていないと言及していたことである。

### 5. 考察

以上の分析結果から以下 3 点の示唆を得られる：第 1 に、義務教育修了後の進路選択において、「公立高校」へ就学する場合に比して、「私立高校」への就学には困難が伴うこと；第 2 に、高等学校等へ就学する場合に比して、大学等への就学には困難が伴うこと；第 3 に、これらの困難を左右する要因として、①養育者の不十分な制度理解、間接的には、② SW の情報提供の有無が指摘できること、以上である。

\* 本研究は JSPS 科研費 23330178、40274998 の助成を受けている。